

平成23年さいたま市議会6月定例会提出議案一覧

合計26件(予算議案3件・条例議案13件・一般議案4件・道路議案2件・人事議案4件)

予算議案

議案第75号～議案第77号

(内容)

- ・平成23年度さいたま市一般会計補正予算(第3号)
- ・平成23年度さいたま市一般会計補正予算(第4号)
- ・平成23年度さいたま市下水道事業会計補正予算(第1号)

条例議案

議案第78号 さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・総務局人事部人事課)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 育児休業をすることができない職員の改正
 - ・非常勤職員について、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である者に該当する場合その他の一定の要件を満たす場合に育児休業をすることができることとするもの。
- 2 育児休業の期間の末日
 - ・非常勤職員について、育児休業をすることができる期間の末日を、該当する事由に応じて子の1歳到達日、子が1歳2か月に達する日又は子が1歳6か月に達する日と規定するもの。
- 3 再度の育児休業をすることができる特別の事情の改正
 - ・次に掲げる事情について、非常勤職員が再度の育児休業をすることができる特別の事情として新たに規定するもの。
 - ア 1歳から1歳6か月までの子を養育するために育児休業をしようとする者。
 - イ 任期の末日まで育児休業をしている者が、任期の更新又は採用に伴い、引き続き育児休業をしようとする者。
- 4 部分休業をすることができない職員の改正
 - ・非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。)について、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である者に該当する場合その他の一定の要件を満たす場合に部分休業をすることができることとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第79号 さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・財政局税務部税制課)

地方税法の一部改正に伴い、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 個人市民税関係

雑損控除の特例

- ・ 東日本大震災による住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、納税義務者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度分個人市民税での適用を可能とするもの。

住宅借入金等特別税額控除の適用の特例

- ・ 住宅借入金等特別税額控除の適用住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、平成25年度分以降の個人市民税の控除対象期間の残存期間について、引き続き適用を可能とするもの。

2 固定資産税及び都市計画税関係

- ・ 東日本大震災により滅失し、又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地について、平成24年度から平成33年度までの各年度分において、当該土地を住宅用地とみなして課税標準の特例措置等の規定を適用する場合の申告規定等の整備を行うもの。

(施行期日) 公布の日(1については、平成24年1月1日)。ただし、1及び2については、平成23年4月27日に遡って適用する。

議案第80号 さいたま市図書館条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会中央図書館管理課)

図書館の効率的な運営を目的とした休館日及び利用時間の見直し並びにさいたま市立武蔵浦和図書館の設置に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 休館日の見直し

- ・ 図書館の一部について、休館日を「月曜日」から「火曜日」に変更し、その他の規定を整備するもの。

2 利用時間の見直し

- ・ 図書館の一部について、利用時間を「午前9時から午後7時まで」から「午前9時から午後6時まで」に変更するもの。

3 武蔵浦和図書館の新設

- ・ さいたま市立武蔵浦和図書館を市内南区別所7丁目20番1号に設置し、並びに休館日及び利用時間を定めるもの。

(施行期日) 平成24年4月1日(3については、同年6月1日)

議案第81号 さいたま市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

老人福祉センターが未整備である南区にさいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘を設置するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 老人福祉センターの新設

- ・ さいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘を、市内南区別所7丁目20番1号に設置するもの。

(施行期日) 平成24年5月7日

議案第 8 2 号 さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課)

放課後児童クラブが未整備である野田小学校区内にさいたま市立野田放課後児童クラブを設置するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 放課後児童クラブの新設

・ さいたま市立野田放課後児童クラブを、市内緑区大字上野田 1 6 番地に設置するもの。

(施行期日) 平成 2 4 年 4 月 1 日

議案第 8 3 号 さいたま市同和対策審議会条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・総務局総務部人権政策推進課)

同和対策事業の一層の推進を図るため、審議会の委員について所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 審議会の委員に係る改正

・ 委嘱することができる者に「関係団体の代表者」を加え、委員の定数を 6 人以内から 1 2 人以内に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 8 4 号 さいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ推進課)

南区にさいたま市武蔵浦和コミュニティセンターを設置するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 名称及び位置

・ さいたま市武蔵浦和コミュニティセンターを市内南区别所 7 丁目 2 0 番 1 号に設置するもの。

2 施設の構成

・ さいたま市武蔵浦和コミュニティセンターの施設は、多目的ホール、レクリエーションルーム、集会室、音楽室、駐車場及び自転車等駐車場とするもの。

3 使用料

・ さいたま市武蔵浦和コミュニティセンターの施設の使用料を定めるもの。

(施行期日) 平成 2 4 年 5 月 7 日

議案第 8 5 号 さいたま市六日町山の家条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部六日町山の家)

さいたま市六日町山の家について指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 指定管理者による管理

・ さいたま市六日町山を指定管理者に行わせるとともに、利用の承認等を行わせることができることとするもの。

2 利用料金の収受

・ さいたま市六日町山を指定管理者の収入として収受させるもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

議案第86号 さいたま市農村広場条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・経済局経済部見沼グリーンセンター)

さいたま市農村広場について指定管理者制度を導入すること等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 利用者の資格に係る住所要件の廃止
 - ・ さいたま市農村広場を利用できる者について、農業関係者等の利用を促進するため利用者の資格に係る住所要件を廃止するもの。
- 2 指定管理者による管理
 - ・ さいたま市農村広場の管理を指定管理者に行わせるとともに、利用の許可等を行わせることができることとするもの。
- 3 利用料金の収受
 - ・ 農業者総合研修施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させるもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

議案第87号 さいたま市大宮花の丘農林公苑条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・経済局経済部大宮花の丘農林公苑)

さいたま市大宮花の丘農林公苑について指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 指定管理者による管理
 - ・ さいたま市大宮花の丘農林公苑の管理を指定管理者に行わせるとともに、利用の許可等を行わせることができることとするもの。
- 2 利用料金の収受
 - ・ 緑のふるさとセンターの利用料金を指定管理者の収入として収受させるもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

議案第88号 さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部みどり推進課)

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行により、独立行政法人雇用・能力開発機構が解散し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構がその業務を承継することに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 許可不要の者の改正
- ・ 風致地区内における建築物の建築等の行為について、市長の許可を要しない者のうち、「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改めるもの。

(施行期日) 平成23年10月1日

議案第 89 号 さいたま市下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局下水道部下水道総務課)

下水道事業の円滑な運営に関し広く市民の意見を踏まえた審議を行うため、審議会の委員について所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 審議会の委員に係る改正
- ・ 委嘱することができる者に「市民」を加えるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 90 号 さいたま市水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・水道局経営企画室)

水道事業の円滑な経営について充実した審議を行うため、審議会の委員について所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 審議会の委員に係る改正
- 学識経験を有する者の定数を 3 人以内から 6 人以内に、水道の利用者の定数を 5 人以内から 9 人以内に改めるもの。
- 委員の任期を 1 年から 2 年に改め、再任ができることとするもの。

(施行期日) 公布の日

一般議案

議案第 91 号 訴えの提起について

(所管課所・教育委員会学校教育課)

入学準備金を借受け、定められた期日が経過しても返還せず、再三にわたる催告にも応じない者に対し、入学準備金の返還を求める訴えをさいたま簡易裁判所に提起し、又は和解するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

- ・ 相手方に対し、入学準備金の返還及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

入学準備金を全額返還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。

判決の結果必要と認められた場合は、上訴する。

議案第 92 号 訴えの提起について

(所管課所・教育委員会学校教育課)

入学準備金を借受け、定められた期日が経過しても返還せず、再三にわたる催告にも応じない者に対し、入学準備金の返還を求める訴えをさいたま簡易裁判所に提起し、又は和解するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

- ・ 相手方に対し、入学準備金の返還及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

入学準備金を全額返還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。

判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第93号 訴えの提起について

(所管課所・教育委員会学校教育部学事課)

入学準備金を借受け、定められた期日が経過しても返還せず、再三にわたる催告にも応じない者に対し、入学準備金の返還を求める訴えをさいたま簡易裁判所に提起し、又は和解するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

- ・ 相手方に対し、入学準備金の返還及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

入学準備金を全額返還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。

判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第94号 和解について

(所管課所・政策局政策企画部企画調整課新都心整備対策室)

さいたま新都心第8-1A街区整備事業について、民間事業者の撤退に伴う当該事業の終了により市が負った損害に対し、和解をするため、議決を求めるもの。

(内容)

1 和解の内容

出資者(丙1から丙4までをいう。以下同じ。)は、甲に対し、本事業の終了に伴い、基本協定に規定する損害賠償金として合計金9,900万円を以下のとおり分割して、本和解の成立後、1ヶ月以内に各自支払う。

丙1 支払額 金3,267万円

丙2 支払額 金2,970万円

丙3 支払額 金990万円

丙4 支払額 金2,673万円

甲及び民間事業者(乙及び出資者をいう。以下同じ。)は、本和解に定める事項のほか、本事業に関し甲と民間事業者との間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

2 当事者

甲 さいたま市

乙 さいたま新都心開発特定目的会社

丙1 三菱地所株式会社

丙2 株式会社新日鉄都市開発

丙3 大栄不動産株式会社

丙4 鹿島建設株式会社

道路議案

議案第95号 市道路線の認定について
(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	21路線	
開発	14路線	計35路線

議案第96号 市道路線の廃止について
(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	38路線	
開発	1路線	計39路線

人事議案

議案第97号 教育委員会委員の任命について
(所管課所・総務局総務部総務課)

教育委員会委員として任命するため、同意を求めるもの。

議案第98号～議案第100号 人権擁護委員候補者の推薦について
(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、議会の意見を求めるもの。